

令和5年第2回訓子府町議会臨時会会議録

○議事日程

令和5年11月27日（月曜日）

午前9時30分開会

- 第1 会議録署名議員の指名（2名）
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第70号 専決処分の承認を求めることについて
- 第4 議案第67号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議案第68号 町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議案第69号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議案第65号 令和5年度訓子府町一般会計補正予算（第8号）について
- 第8 議案第66号 令和5年度訓子府町水道事業会計補正予算（第1号）について

○出席議員（10名）

1番	山田	日出夫	君	2番	渡邊	智大	君
3番	西森	信夫	君	4番	吉野	美香	君
6番	村口	鉄哉	君	7番	谷口	武彦	君
8番	余湖	龍三	君	9番	大野	良弘	君
10番	泉	愉美	君	11番	北川	克良	君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	伊田	彰	君
副町長	森谷	清和	君
総務課長	硯見	康之	君
総務課参与	高橋	誠	君
企画財政課長	篠田	康行	君
企画財政課業務監	本庄	朋美	君
町民課長	山田	英知	君
福祉保健課長	坂井	毅史	君
福祉保健課業務監	関口	好子	君
農林商工課長	大里	孝生	君
建設課長	荒沢	直樹	君
建設課業務監	河端	健	君
上下水道課長	森田	繁光	君
地域創生室長	鈴木	淳	君
会計管理者	今田	朝幸	君
教育次長・管理課長	高橋	治	君
子ども未来課長	伊原	こずえ	君
社会教育課長・図書館長	佐藤	貴裕	君
農業委員会事務局長	今田	和則	君
監査委員	平塚	晴康	君
農業委員会会長	細川	孝雄	君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	中村	隆広	君
議会事務局書記	奥山	結衣	君

◎開会の宣言

○議長（山田日出夫君） 皆さま、おはようございます。

定刻になりました。

ただいまから、令和5年第2回訓子府町議会臨時会を開会いたします。

◎議会運営委員長の報告

○議長（山田日出夫君） 谷口議会運営委員会委員長から本日の議会運営について報告をいただきます。

○議会運営委員長（谷口武彦君） おはようございます。

それでは、ただいま議長からご指示がありましたので、議会運営委員会からご報告申し上げます。

先日11月24日の午前9時から議会運営委員会を開催いたしまして、令和5年第2回臨時町議会の運営について協議をいたしました。

本臨時会に町長から提出されている議案は5件、議員提案1件でございます。

なお、本臨時会については、町長からの行政報告はありませんので、令和5年第2回臨時議会招集の挨拶を受けることとなっておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、会期につきましては、本日1日間といたします。

また、議事日程につきましては、お手元に配布の資料のとおりでありますので、ご覧になっていただきたいと思っております。

以上のとおり議会運営委員会で決定いたしましたので、議員ならびに説明員の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます、議会運営委員会からの報告とさせていただきます。

○議長（山田日出夫君） ご苦労さまでした。

◎開議の宣告

○議長（山田日出夫君） 本日の出欠報告をいたします。

本日は全議員の出席であります。

なお、林教育長と館山選挙管理委員会委員長から本日欠席の連絡がありました。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（山田日出夫君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（中村隆広君） おはようございます。本臨時議会の説明員ならびに閉会中の動向につきまして、印刷の上、お手元に配布してあるとおりであります。

なお、本臨時議会に町長から提出されております議件につきましては議案が5件、議員提案1件でございます。

以上でございます。

○議長（山田日出夫君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（山田日出夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、議長において、2番、渡邊智大君、3番、西森信夫君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（山田日出夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定しました。

◎町長挨拶

○議長（山田日出夫君） ここで本臨時会招集にあたり、伊田町長からご挨拶がございましたので、発言を許します。

町長。

○町長（伊田 彰君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、本臨時会招集のご挨拶を申し上げます。

本日、第2回臨時町議会を招集申し上げたところ、全員のご出席をいただき厚くお礼申し上げます。

本臨時町議会にあたり提案しています概要を申し述べまして、ご理解を賜りたいと存じます。

一般会計の補正予算についてでございます。155万9千円の追加補正を提案させていただきます。

内容は今議会に提案しております給与条例改正による人件費の増に伴う水道事業会計補助金と北見地区消防組合負担金の補正となっております。

水道事業会計の補正予算については、同様に給与条例改正に伴う人件費の増額補正でございます。

次に、条例改正について、期末手当支給割合の改定に伴う町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例と期末勤勉手当の支給割合と給料表の改定に伴う職員の給与に関する条例の一部改正を提案させていただいております。

次に、専決処分の承認を求める件について。

本年9月から10月にかけて、牛サルモネラ症が発生したことから、対策を実施する家畜自衛防疫組合に対し、必要な資材経費購入に対する負担金の予算補正について、専決処分を行いましたので、承認を求める提案をさせていただきます。

以上、議案5件につきまして、各担当課長等から説明をさせますので、ご審議を賜りますようお願いいたします。本臨時議会招集のご挨拶といたします。

◎議案第70号

○議長（山田日出夫君） 日程第3、議案第70号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書では21ページです。

企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 議案書の21ページをお開きください。

議案第70号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

今回の予算の専決処分は、町内で今年の9月から10月にかけて、牛サルモネラ症が多発したことから、その収束および感染拡大防止を目的として、当該対策を実施している家畜自衛防疫組合に対して必要な経費を負担するため専決処分をしたものでございます。

それでは、次のページの専決処分書により専決処分を行った令和5年度訓子府町一般会計補正予算（第7号）の内容を説明いたします。

まず、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ5億5,594万7千円とするものでございます。

第2項にありますように、この補正における款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページの第1表のとおりですが、これについてはご覧いただくこととし、内容については、24ページの事項別明細書により説明させていただきます。

それでは早速、事項別明細書の説明をさせていただきますが、先に歳出を行いその後、歳入の説明を行いたいと思います。

それでは先に下の表の歳出になります。

下の表の6款、1項、4目、畜産業費の事業区分、家畜衛生管理事業では、牛サルモネラ症対策として全ての酪農家に対して生菌剤の配布、さらに発生農場に対しては消石灰と消毒薬も配布することから、その資材経費に対する負担金として、家畜自衛防疫組合負担金150万円を計上。

次に、上の表の歳入になります。

19款、1項、1目、繰越金では、予算の財源調整として前年度繰越金を歳出同額の150万円の追加。

以上、専決処分の承認を求める内容について説明をさせていただきましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 質疑がないことを認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 討論がないので、これより議案第70号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第67号、議案第68号、議案第69号、議案第65号、議案第66号

○議長（山田日出夫君） この際、日程第4、議案第67号、日程第5、議案第68号、日程第6、議案第69号、日程第7、議案第65号、日程第8、議案第66号は、関連する議案なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第67号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書10ページです。

7番、谷口武彦君。

○7番（谷口武彦君） ただいま、議長にお許しをいただきましたので、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由をご説明いたします。

議案書の10ページをお開きください。

議員提案であります。

議案第67号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第31号）の一部を改正する条例を次のように制定するものであります。

令和5年11月27日提出。

本案の提出者は、所管の議会運営委員会でございます。

訓子府町議会議員谷口武彦、同じく北川克良、同じく渡邊智大、同じく泉愉美の4名でございます。

本年10月20日の閣議において、国家公務員の給与について、本年8月7日の人事院勧告どおり改定を行うことなどが決定されました。

この条例改正につきましては、従来からこの勧告に基づき改正してきている町の特別職に準じて、議会議員の期末手当についても改正してきている経過を踏まえ、本年11月21日の全員協議会において協議を行い、同じ率の改定を決定し、この条例案を提案させていただきます。

それでは、記以下についてご説明いたします。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

今回の改正につきましては、次のページに新旧対照表を掲載しておりますのでご覧をいただきたいと思います。

表の右側が現行であり、左側が今回の改正案でありまして、改正箇所には下線を引いております。

なお、内容説明につきましては、下段にあります期末手当改正概要にてご説明いたしま

す。

まず、第1条の第5条第2項中「100分の220」を「、6月支給にする場合には100分の220、12月に支給する場合には100分の230」に改めるものとし、また、第2条の第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の220、12月に支給する場合には100分の230」を「100分の225」とし、年間の支給月数を現行4.40か月から0.10か月引き上げ、4.50か月とするものであります。

次に、1ページに戻りまして、附則であります。この条例は公布の日から施行するものであり、ただし、第2条の規定につきましては、令和6年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第67号につきまして、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（山田日出夫君） 次に、議案第68号 町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書は12ページです。

総務課長。

○総務課長（硯見康之君） 議案書の12ページをご覧ください。

議案第68号 町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例（昭和25年条例第15号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

次の議案第69号で職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を提案させていただいておりますけれども、この中で期末勤勉手当の支給割合が改正となりますことから、これに準じて町長、副町長及び教育委員会の教育長の期末手当支給割合を改正しようとするものでございます。

12ページに改正案が載っておりますが、13ページの新旧対照表とその表の下の期末手当改正概要という表によりご説明を申し上げます。

まず、新旧対照表をご覧くださいと思います。

上段に第1条、下段に第2条とありますが、内容といたしましては、期末手当の支給割合が規定されている本則の第3条第2項の改正となっており、上の第1条につきましては、公布の日から施行され、第2条につきましては、令和6年4月1日から施行となるため、二つの条に分け、改正をするものでございます。

次に、期末手当の支給割合の改正内容でございますけれども、一番下の表の期末手当改正概要をご覧ください。

今回の改正では、期末手当の支給割合を現行年間4.40月を4.50月に0.100月に引き上げるものでございます。

下の表では、第1条の段落では、令和5年度の支給割合、第2条の段落では令和6年度以降の支給割合を規定してございます。

令和5年度では12月期に支給する期末手当の割合を2.20月から2.30月に0.1月引き上げ、下の令和6年度以降は、6月期と12月期ともに同じ割合の2.25月に改正する内容となっております。

前の12ページに戻っていただきまして、附則をご覧くださいますと新旧対照表の方で
ご説明いたしましたとおり、施行期日を規定しておりまして、この条例は公布の日から施
行する。ただし第2条の規定は、令和6年4月1日から施行するとしております。

以上、議案第68号 町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一
部を改正する条例の制定について提案理由を説明させていただきました。ご審議の上、ご
決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 次に、議案第69号 職員の給与に関する条例の一部を改正す
る条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書14ページです。

総務課長。

○総務課長（硯見康之君） 議案書の14ページになります。

議案第69号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）の一部を改正する条例を次のように
制定しようとするものでございます。

まず、職員の給与制度につきましては、国家公務員の給与制度に準じて定めております
が、本年8月7日に人事院勧告があり、10月20日に人事院勧告どおりに閣議決定され、
その後、衆参両議院で審議、11月17日に法案が成立されているところでございます。

このことを踏まえ、町職員の給与につきましても同様に改定することにし、条例改正案
を提案させていただいているところであります。

今回の給与改定につきましては、給料表と期末勤勉手当について改定するものでござい
ます。

本条例改正も異なる施行日の改正となっていることから、2条立てとなっており、第1
条では、公布の日から施行する給料表の改定と令和5年度の期末勤勉手当の支給割合を。
第2条では、令和6年4月1日から施行する令和6年度以降の期末勤勉手当の支給割合を
規定しております。

改正部につきましては、15ページから18ページまで載せてございまして、新旧対照
表が19ページ、概要資料が20ページとなっております。

まず15ページをお開きください。

第1条の規定につきましては、先に給料表の別表第1を次のように改めるということで、
15ページから18ページにかけて、改正後の給料表が載っております。

改正内容につきましては、初任給を高卒程度を1万2千円、大卒程度を1万1千円引き
上げ、以降、再任用を含めて全ての職員において、在職する号俸について引き上げること
とし、本年4月1日に遡って適用することとしてございます。

次に、期末勤勉手当の支給率の改正部分につきましては、20ページをお開きください。

20ページの期末勤勉手当改正概要についてご説明を申し上げます。

一般職員の期末勤勉手当の支給割合を4.40月から4.50月へ0.1月引き上げ、
再任用職員の期末勤勉手当を2.30月から2.35月へ0.05月引き上げる改正でござ
いまして、令和5年度の支給割合と令和6年度の支給割合をおのおの改めるものでござ
います。

その下の上の表では、一般職員の改正概要が掲載されており、第1条の段落では、令和
5年度の職員の期末勤勉手当の支給割合を掲載しておりますが、12月期の期末手当を現

行1. 20月から1. 25月に0. 05月引き上げることとし、同じく12月期の勤勉手当の成績率を1. 00月から1. 05月に0. 05月引き上げ、合計で0. 10月引き上げるものでございます。

次に、次の段の第2条では、令和6年度以降の職員の期末勤勉手当の支給割合を掲載してございます。

総支給割合は、第1条の改正と変わらず、全体を4. 40月から4. 50月に0. 10月引き上げるものであり、6月期、12月期の期末勤勉手当に均等に0. 025月に振り分け、各期末手当を1. 225月、各勤勉手当成績率を1. 025月へ引き上げる改正をするものでございます。

その下の表につきましては、同様に定年前再任用短時間勤務職員、再任用職員の改正概要を掲載しており、一般職員同様、第1条では、令和5年度の再任用職員の12月期の期末手当を現行0. 675月から0. 70月に0. 025か月分引き上げ、12月期の勤勉手当の成績率を現行0. 475月から0. 50月に0. 025か月分引き上げ、合計で0. 05月引き上げるものであります。

第2条では、令和6年度以降の再任用職員の期末勤勉手当の支給割合を掲載してございます。総支給割合は第1条の改正と変わらず、全体で2. 30月から2. 35月へ0. 05月引き上げるもので、期末手当を6月期、12月期とも0. 6875月に、勤勉手当も6月期、12月期ともに0. 4875月へ改正しようとするものでございます。

18ページに戻っていただきまして、附則をご覧ください。

第1条の第1項では、先ほどご説明した施行期日を規定しており、改正第1条は、公布の日から、改正第2条の規定は、令和6年4月1日から施行することとし、第2項では、第1条の規定は、令和5年4月1日から適用することと規定してございます。

また、附則の第2条では、改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づく給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす旨規定してございます。

以上、議案第69号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 次に、議案第65号 令和5年度訓子府町一般会計補正予算（第8号）についての提案理由の説明を求めます。議案書は1ページです。

企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 議案書の1ページをお開きください。

議案第65号 令和5年度訓子府町一般会計補正予算（第8号）の説明をいたします。

まず、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ155万9千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ50億5, 750万6千円とするものでございます。

第2項にありますように、この補正における款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページの第1表のとおりですが、これについてはご覧いただくこととし、内容については3ページの事項別明細書により説明をさせていただきます。

なお、今回の補正理由は、職員の給与に関する条例の一部改正等に伴うものでございますが、13款、1項、1目、給与費につきましては、現計予算の中で調整ができる見込みであることから、今回は補正をいたしません。

それでは早速、事項別明細書の説明をさせていただきますが、先に歳出を行い、その後、歳入の説明をしたいと思います。

それでは、3ページの下の表の歳出になります。

4款、1項、1目、保健衛生総務費の事業区分、水道事業助成事業の負担金、補助及び交付金では、職員の給与に関する条例の一部改正により、職員給、手当および法定福利費分として5万6千円を追加。

その下の表の9款、1項、1目、消防組合費の事業区分、北見地区消防組合負担金の負担金、補助及び交付金も職員の給与に関する条例の一部改正等に伴い150万3千円を追加。

4ページにつきましては、その内訳となっておりますので、後ほどご覧ください。

次に、上の表の歳入になります。

19款、1項、1目の繰越金では、予算の財源調整として前年度繰越金を歳出同額の155万9千円の追加。

以上、補正内容につきまして説明をさせていただきましたので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 次に、議案第66号 令和5年度訓子府町水道事業会計補正予算（第1号）についての提案理由の説明を求めます。議案書5ページです。

上下水道課長。

○上下水道課長（森田繁光君） 議案書5ページをお開きください。

議案第66号 令和5年度訓子府町水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、給料改定に伴い、不足する人件費等を追加補正するものがございます。

第1条で、令和5年度訓子府町の水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、次に定めるものとしまして、第2条で水道事業会計予算の第3条に定める収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入では、第1款、水道事業収益、第2項、営業外収益を5万6千円追加し、水道事業収益の総額を1億7,695万円とするものです。

支出では、第1款、水道事業費用の第1項、営業費用を40万3千円追加し、水道事業費用の総額を1億6,495万4千円とするものです。

第3条で、予算第7条に定めた議会の議決を受けなければ流用できない経費であります職員給料費を40万3千円追加し、総額2,612万9千円とするものがございます。

第4条では、予算第8条に定めた他会計からの補助金の一般会計からの補助金を5万6千円追加し、総額2,899万5千円とするものです。

次の6ページ、水道事業会計予算実施計画であります。これは一般会計の事項別明細書にあたるものです。この内容の説明をさせていただきます。

1、収益的収入及び支出の先に下の支出の方から説明をいたしますが、収益的支出の1款、1項、3目、総係費につきましては、今回の給料改定に伴う人件費の追加で、給料では、給料改定の差額分としまして27万2千円の追加、手当では、12月支給分の期末勤勉手当の支給率がそれぞれ0.05か月分の引き上げに伴い、期末手当で10万2千円の

追加、勤勉手当で9万5千円の追加、扶養手当、時間外手当を含め、手当で13万8千円の追加、法定福利費で、職員共済組合負担金、公務災害補償基金負担金、市町村職員福祉協会負担金、あわせて7千円の減額。総額で40万3千円の追加となっております。

次に、上の収入ですが、1款、2項、2目、他会計補助金になりますが、今回の人件費補正に伴い、一般会計補助金として、水道事業会計補助金と同額の5万6千円の追加補正となっております。

7ページから8ページにつきましては、給料明細書を掲載してございます。

2として今回の補正に伴います給料および手当の増減額の明細を記載しておりますが、これは後ほどご覧いただくとし、説明は省略させていただきます。

次に、9ページの令和5年度訓子府町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書につきましては、活動ごとの一会計期間の現金の流れを見るための報告書でございます。

今回の補正に伴いまして、I業務活動によるキャッシュ・フローのうち、上段の当年度純利益が34万7千円減少の273万5千円、下から3行目、IV資金増加（減少）額も同額の34万7千円減少の631万円となり、下段のVI資金期末残高は6億1,605万3千円となります。

以上、令和5年度訓子府町水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、その提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより、一括議題の議案第67号、議案第68号、議案第69号、議案第65号、議案第66号について、質疑、討論、採決をいたします。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第55号のただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに1人につき2回まで質疑をすることを許します。

はじめに、議案67号の質疑を許します。議案書10ページです。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 質疑がないようですので、議案第67号の質疑を終了いたします。

次に、議案第68号の質疑を許します。議案書12ページです。

ご質疑ございませんか。

大野議員。

○9番（大野良弘君） 先ほどは大変失礼いたしました。68号の関係で率の改正案、これについては分かって、承知したところなんです、これによって町長他の方々の予算額っていうんでしょうか、それがどれほど増えるのかということの説明がなかったようなんですが、それはここでは関係ないということなんですか。

○議長（山田日出夫君） 総務課長。

○総務課長（硯見康之君） 予算関係のことにつきましては、一般会計の補正予算の方で軽く企画財政課長の方からご説明あったとおり、現行の予算内で対応できるということで今回補正予算は上がってないんですけれども、ちなみにご説明させていただきますと今回、給料表の改定、一般職と特別職とお話させていただきますと、同じ予算の中でやりますの

で、まず給料につきましては、今回の改正で510万円ほど上がります。手当につきましては285万円ほど。どのように給料の予算の中で工面するかといいますと、今回、予算編成後に退職者が1名いましたことと、あと育児休業を取っている方が2人いらっしゃいますので、そちらの方で給料で600万円強、不用額で、手当につきましても320万円ほどの不用額がもう既に確定しておりますので、そちらの方で手当するという事で今回補正はしていないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（山田日出夫君） ほかに議案第68号のご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 質疑がないようですので、議案第68号の質疑を終了いたします。

次に、議案第69号の質疑を許します。議案書14ページです。

ご質疑ございますか。

村口君。

○6番（村口鉄哉君） 6番、村口です。今、総額的には大野議員の方から質問されましたんで、その分を省かせていただいて、今回の人事院勧告における職員、議員もそうなんですけども特別職もそうなんですけども、支給日をどこの日で考えておられるのか。

それと2点目の広報等でも周知されていると思うんですけども、すいません私の方でちょっと調べさせていただくと大卒初任給で18万5,200円が1万1千円上がるということで19万6,200円。短大卒が言われてなかったんで抜かしまして、高卒が15万4,600円ですので1万2千円上がると16万6,600円というような数字でよろしいか、間違いないか。とできましたら短大卒の初任給についても教えていただきたい。

それと三つ目なんですけど、大卒の初任給、入った1年目の方が大体おおよそ今回支給される。どこで支給されるのかちょっと分からないんであれですけども、12月の手当で払うとされればどのぐらいするのか。私の試算でいくと14万ぐらいかなというふうに思います。あと給料で大体30万ぐらいだったら差額分でもどのぐらい出るのか、また40万円の方だったらどのぐらい出るのか、管理職手当については考慮しないで、数字を押さえているのであれば教えていただきたいなというふうに思います。

○議長（山田日出夫君） 総務課長。

○総務課長（硯見康之君） すいません、一番最初の質問のちょっと聞き取れなかったんですけど支給日でございますか。

12月8日の金曜日となっております。

初任給の単価につきましては、おおむね村口議員がおっしゃった大卒と高卒の単価はそのままでございます。短大卒につきましては、ちょうど大卒と高卒の中間点ぐらいになると思われまして、1級の20号俸あたりだと思いますので、改正の方に載っております単価を見ていただくとそのあたりとだけ思えばいいと思います。

今年度の大卒の採用の手当の金額でしたか。

○6番（村口鉄哉君） 大卒で採用された方って4月から遡及されるので、12月8日に支給されるのであれば、月額増額分と、それから手当の増額分が足ささるんで、多分14万前後ぐらいでないでしょうかという話で計算って大体いいんですかねって話です。

○総務課長（硯見康之君） 計算的にはあってるんですけども、細かい数字はちょっと分からない。

30万程度で月額1,300円程度ですので・・・

○議長（山田日出夫君） 議長を通してください。

○総務課長（硯見康之君） そうですね、そのとおりでございます。

申し訳ありません。答弁漏れがあったらお答えしますが、大丈夫でしょうか。

○議長（山田日出夫君） 質疑、答弁については、議長を通してください。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 質疑がないようですので、次に移りたいと思います。

次に、議案第65号の質疑を許します。議案書1ページになります。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 質疑がないようですので、議案第65号の質疑を終了いたします。

次に、議案第66号の質疑を許します。議案書5ページです。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 質疑がないようですので、議案第66号の質疑を終了いたします。

以上をもって、一括議題の質疑を終了いたします。

これより一括議題の討論を行います。

討論にあたっては、議案番号を指定してから討論願います。

まず、各案に対する反対討論の発言を許します。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 次に、各案に対する賛成討論の発言を許します。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより一括議題の議案第67号、議案第68号、議案第69号、議案第65号、議案第66号の採決をいたします。

一括議題で討論のなかった案件については、一括採決をいたします。

議案第67号、議案第68号、議案第69号、議案第65号、議案第66号は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第67号、議案第68号、議案第69号、議案第65号、議案第66号は、いずれも原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣言

○議長（山田日出夫君） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、令和5年第2回訓子府町議会臨時会を閉会いたします。
本日は大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時19分